



## 川中優子原爆症認定控訴審 控訴棄却の不当判決

### 「4Kmでの被爆、内部被曝も健康に影響なし」の判断

「私の病気の原因は原爆であると認めてください」と国を相手に闘う川中優子さん（倉敷市在住）の控訴審の判決が3月21日、広島高裁岡山支部で言い渡されました。午前11時からの判決言い渡して片野悟好裁判長は「1、本件控訴を棄却する。2、控訴費用は控訴人の負担とする」と言い渡し、わずか1分程度で閉廷しました。

傍聴席が36席と限られており、法廷内に入りきれない支援者は廊下で結果を待つ状況でした。

判決言い渡し終了後、弁護士会館に移動し判決報告集会が開かれました。

報告集会には報道各社と支援者50人余が参加し、弁護団の判決内容の報告を受け、原告の川中優子さんの判決を受けての思いをききました。

(右写真・判決後の記者会見 左端近藤弁護士)



## あまりにもひどい「判決の判断」



川中優子さん、藤原弁護士 3/21 弁護士会館

報告集会で弁護団の近藤弁護士は「今回の判決文は一審判決の『誤字の訂正』のみの中身とっていいほどひどいもの。何のための7回もの審理だったのか、被爆者の想いがまったく伝わっていない」と怒りをあらわにし、判決の判断について報告しました。その要旨は、

- ① 爆心地から4Kmの被爆線量の推定では健康に有意の影響を与えるほど被爆したとは認められない。(DS86、DS02の推定値で)
- ② (いわゆる内部被曝については)誘導放射線や放射性降下物によって、その健康に有意の影響を与えるほどの被曝をしたとは認められない。
- ③ (1歳の幼児が母親に背負われて被災者救護に当たったことについて)川中さんが内部被曝や外部被曝をした可能性はあるが、父母も原爆症認定を受けておらず、父母との接触によって健康に有意の影響を与えるほどの被曝をしたとは認められない。
- ④ 川中さんや父母に急性症状が現れたという証拠はない。
- ⑤ 川中さんが昭和20年8月に下痢をしたことは認めるが、当時の衛生状態や食糧難が原因。「黒い雨」に遭ったという証拠がない。
- ⑥ 子宮体ガンは好発年齢での発症で、放射線起因性は認めない。

というもので、裁判を通じて論争してきた中身をまったく無視する内容となっています。藤原精吾弁護士は「集団訴訟以前に戻るひどい判決だ」とコメント。川中優子さんは「裁判長の人柄を疑う内容で、大変くやしい思いです。被爆者のつらさ、悲しみをこれからも伝え、核兵器のない世界を願っています」と挨拶しました。

弁護団は「専門家の証人申請をすべて拒否し、2ページ足らずの貧しい判決文。不当な判決」とする声明文を発表しました。